市民窓口の利用を予定している皆さんへ 間い合わせ 市民窓口の利用を予定している皆さんへ 市民サービスグループ (全® 1855)

3・4月は、転入・転出の届出や各種証明書の申請などにより、市民窓口が大変混み合います。証明書の交付 のみの場合などは、コンビニ交付サービスなどの各種サービスの利用を検討ください。

○コンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用し、コンビニエンススト アなどに設置されているマルチコピー機で住民票など の各種証明書を取得できます。

取得できる証明書 住民票、印鑑登録証明書、戸籍全 部事項証明書 (謄本)、戸籍個人事項証明書(抄 本)、戸籍の附票の写し、所得証明書、課税証明書

○電話予約をすると土曜日に証明書を受け取る ことができます

受け取り可能な証明書 住民票の写し(本人・同一世 帯分)、印鑑登録証明書(本人分)

予約受付日時 每週金曜日 9 時~17時

※祝日の場合はその直前の開庁日。

受取日時 電話予約した日の翌土曜日9時~12時

受取場所 市役所宿直室

場所 市役所1番窓□

取扱業務 戸籍、住民票、住民異動届、印鑑登録証 明書、マイナンバーカードの手続きなど ※業務によって対応できない場合があります。

○毎週木曜日は窓口を19時まで利用できます

○らくらく窓口証明書交付サービスを ご利用ください

マイナンバーカードを利用し、市役所1番窓口に 設置している端末機で申請書の記入や本人確認書類 の提示を行うことなく申請ができ、短い待ち時間で 住民票などの各種証明書を受け取ることができます。 対象 本市に住民登録がある15歳以上の方で、マイ ナンバーカード(利用者証明用電子証明書が搭載 されたもの) をお持ちの方

○オンラインで転出届が提出できます

マイナンバーカードを利用し、マイナポータルを通じて転出届が提出できます。 このサービスを利用すると、転出手続きでの市役所や各支所へ来庁が原則不要になります。

対象 電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内の他市区町村へ引っ 越しする方または引っ越しする方と同一世帯の方

※マイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途転入先の市区町村の窓口で転入届など の手続きが必要です。詳しくはデジタル庁ウェブサイトをご覧ください。



こんなときには 国民年金の手続きが必要です

問い合わせ

年金・長寿医療グループ(☎852137)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方は、国民年金に加入する義 務があります。国民年金には加入種別があり、本人や配偶者の就職・転職・結婚などで変更となった場合は手続 きが必要です。手続きをしなかった場合は、基礎年金(老齢・障害・遺族)を受け取れなくなることもあります ので、必ず手続きをしましょう。

被保険者の種別

- ●第1号被保険者…学生・自営業者・農林漁業者など第2号、第3号被保険者に該当しない方
- ●第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金に加入している方
- ●第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入⇒第3号	
配偶者が就職して第2号被保険者になり、その第2号被保険者に扶養されるようになったとき	第1号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第2号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各 支所
第2号被保険者である方が会社などを退職し、第2号被保険 者である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号⇒第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者(配偶者)に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき		
年金受給資格がある第2号被保険者(配偶者)が65歳になり、 その配偶者に扶養されていた方が60歳未満のとき	第3号⇒第1号	年金・長寿医療グループ、各 支所
収入の増加や離婚などで第2号被保険者(配偶者)の扶養から外れるようになったとき		
学生など厚生年金に加入していない方が20歳になったとき	未加入⇒第1号	※日本年金機構から加入した ことのお知らせが届きます。 届かない場合は年金・長寿 医療グループ、各支所で手 続きが必要です。